

米軍基地関係特別委員会記録
＜第1号＞

平成26年第6回沖縄県議会（12月定例会）閉会中

平成27年2月13日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 平成27年2月13日 金曜日
開 会 午前10時3分
散 会 午後0時32分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立
(相次いで発生した米軍機からの部品落下事故及び米軍兵士等による事件・
事故への対応について)

出 席 委 員

委 員 長	新 垣 清 涼 君
副 委 員 長	又 吉 清 義 君
委 員	仲 田 弘 毅 君
委 員	具 志 孝 助 君
委 員	仲 宗 根 悟 君
委 員	新 里 米 吉 君
委 員	玉 城 義 和 君
委 員	吉 田 勝 廣 君
委 員	嘉 陽 宗 儀 君
委 員	比 嘉 京 子 さん

委員 具志堅 徹 君

委員外議員 なし

欠 席 委 員

呉 屋 宏 君

説明のため出席した者の職・氏名

知 事 公 室 長	町 田 優 君
基 地 防 災 統 括 監	親 川 達 男 君
基 地 対 策 課 長	運 天 修 君
警 察 本 部 参 事 官 兼 刑 事 企 画 課 長	上 村 正 栄 君
警 察 本 部 交 通 部 長	當 山 達 也 君

○新垣清涼委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。
本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る相次いで発生した米軍機からの部品落下事故及び米軍兵士等による事件・事故への対応についてを議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長、警察本部刑事部長及び警察本部交通部長の出席を求めています。

なお、警察本部刑事部長は本日、公務で出張中のため、その代理として刑事部参事官兼刑事企画課長が出席しております。

まず、相次いで発生した米軍機からの部品落下事故及び米軍兵士等による事件・事故への対応について審査を行います。

1月15日に発生した普天間基地所属のAH1Wヘリコプターからの部品落下事故、1月23日並びに2月4日に発生した嘉手納基地所属のF15戦闘機からの部品落下事故、及び昨年12月のリバティ制度緩和後に発生した米軍兵士等による事件・事故について、知事公室長の説明を求めます。

町田優知事公室長。

○町田優知事公室長 ただいま議題となっております、相次いで発生した米軍機からの部品落下事故及び米軍兵士等による事件・事故への対応について、県の対応を御説明いたします。

まず、米軍機からの部品落下事故について御説明いたします。

去る1月15日、出砂島射爆撃場水域内で、普天間基地所属のAH1Wヘリコプターから、ミサイルポッド、ヘルファイアーミサイルランチャー、空の燃料タンクの3点、合計約208キログラムもの部品が落下しました。

また、1月23日、嘉手納基地所属のHH60ヘリコプターから、通信コードの先端、重さ約68グラムの部品が落下しました。

さらに、2月4日、嘉手納基地所属のF15戦闘機から、左垂直安定板の先端のアンテナ保護カバー、重さ約5.4キログラムが紛失し、飛行中に落下したとされています。

昨年以降、米軍機からの部品落下が相次いでおり、県からの再三の申し入れにもかかわらず、依然として事故が相次いでいることは、県民に大きな不安を与えており、大変遺憾であります。

県は、今回の3件の事故について、それぞれ事故発生連絡を受けたその日に、米軍及び沖縄防衛局に対して、具体的な事故原因等について説明を求めるとともに、実効性のある再発防止策と安全管理の徹底を強く求めています。

また、去る2月4日から6日に行われた沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会一軍転協の要請の際にも、相次ぐ部品落下事故について、米軍及び日米両政府に対し強く申し入れております。

次に、米軍兵士等による事件・事故について御説明いたします。

昨年12月9日、在日米軍による改定後の勤務時間外行動の指針（リバティー制度）が発効して以降、県が把握している米軍人等の飲酒に係る事件・事故は10件、そのうち米軍人によるものは、酒気帯び運転が3件、住居侵入事件が2件、公務執行妨害が1件、飲酒検知拒否が1件の計7件となっております。

勤務時間外行動の指針に基づく措置が緩和され、米軍人には責任ある行動が求められる中、このような事件が発生したことは遺憾であり、これらの事件について、米軍に対し、実効性を伴う綱紀粛正、再発防止を行うよう求めています。

以上、相次いで発生した米軍機からの部品落下事故及び米軍兵士等による事件・事故への対応について御説明いたしました。

○新垣清涼委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、昨年12月のリバティ制度緩和後に発生した米軍兵士等による事件・事故について、警察本部刑事部参事官兼刑事企画課長の説明を求めます。

上村正栄参事官兼刑事企画課長。

○上村正栄参事官兼刑事企画課長 平成26年12月から平成27年1月末までの米軍構成員等による事件の検挙状況について御説明いたします。

同期間における米軍構成員等の刑法犯の検挙は、9件10名、前年同期比で5件、6名の増加となっております。

罪種別では、窃盗事件が3件4名、傷害事件が1件1名、その他が5件5名となっております。

検挙した被疑者につきましては、那覇地方検察庁に送致しております。

以上で、御説明を終わります。

○新垣清涼委員長 警察本部参事官兼刑事企画課長の説明は終わりました。

次に、昨年12月のリバティ制度緩和後に発生した米軍兵士等による事件・事故について、警察本部交通部長の説明を求めます。

當山達也交通部長。

○當山達也交通部長 平成26年12月以降の米軍構成員等による交通事故の発生状況について御説明いたします。

米軍構成員等による交通事故につきましては、昨年12月から本年1月までの間に25件の人身事故が発生し、前年同期と比べ3件増加しております。

なお、死亡事故の発生はありません。

以上で、御説明を終わります。

○新垣清涼委員長 警察本部交通部長の説明は終わりました。

これより、相次いで発生した米軍機からの部品落下事故及び米軍兵士等による事件・事故への対応について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

○具志堅徹委員 県民の命、財産を守るために頑張っている皆さん、御苦労さまです。けさの新聞でも交通事故等の報道で、県民がぶつかってきたという感じの一いわゆる、米軍犯罪であるにもかかわらず、県民が事故を起こしたとい

う感じの報道がなされたりしていることなどについて、報道との関係では県警の権威といいますか、そういうことなども含めてどのような対応をしているのかと思っておりますが、どうでしょうか。

○**當山達也交通部長** ただいま御指摘のありました報道について、どのような経緯、どのようなデータに基づいてそういう発言があったのかということにつきましては承知はしておりませんが、県警としましては、事件・事故の発生につきまして、事実関係の調査においては法と証拠に基づいて、捜査並びに調査を行っているところでございます。

○**具志堅徹委員** 部品の落下や機材のチェックなどは一数もふえていることもあるのですが、一昔前はヘリコプターのドアが落ちたりするようなことも起こったりしていました。本当に人身事故が起こってからでは間に合わない状況なのですが、米軍の整備士などの教育等も含めて、運航のチェックなどについては県は余り関知する状況にはないのでしょうか。

○**町田優知事公室長** 米軍からは、その都度点検はきちんとやっているという説明は受けております。ただ、実際にどの程度の点検なのかという具体的なことについての報告は受けておりません。

○**新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○**比嘉京子委員** 知事公室長にお聞きします。F15の落下事故について新聞紙上で2003年からの記録を見ているのですが、先ほど、この事故のこれまでの経緯とその日のうちに申し入れをしていることの御説明がありました。これまでの事故原因は老朽化からなのか、整備上の問題なのか、操縦上の問題なのか。その事故原因について、これまで繰り返されたことに対してどのような回答を得ていますか。

○**町田優知事公室長** 例えばですが、平成26年は9件部品落下事故が発生しておりまして、そのうち5件の落下事故原因について米軍から説明がございました。一例を申し上げますと、4月に起こったHH60ヘリコプターの通風口カバーが落下した事故については、飛行中に一時的に通風口が張りついて離れない状態となり、それを直そうとした際に通風口カバーが壊れて機体から離脱した

という説明を個別に受けております。

○比嘉京子委員 例えば、1つの原因究明の答えに対して、謝罪があったことはありますか。

○町田優知事公室長 米軍からは、安全管理に配慮したいという言葉はございますが、それが謝罪になるかどうかということに関しては、少し難しいところかと思えます。

○比嘉京子委員 これまでにこれだけ事故が繰り返されているにもかかわらず、年間に9件も落下事故が発生しているという、結果的に改善が見られないということに対して、県としてはどのような対策を考えておられますか。

○町田優知事公室長 対策と呼ぶのもおこがましいのですが、飛行航空機の運用を行う者が安全管理をするということは当然の責務だと私どもは思っております。米軍においては、さらに安全管理を徹底してほしい、そして、実効性のある再発防止策を徹底的に講じてほしいということ粘り強く訴えていきたいと思っております。

○比嘉京子委員 その結果として、客観的に事故が減るというようなことがなければ、人身事故にもつながりかねません。また、海上であっても、私は観光客を乗せ、渡嘉敷あたりに行くような船舶の危険もあると思われれます。そういうときに、沖縄県に対するダメージは—もちろん県民の生命ということに対してもそうですが、そういうことへの危機感が非常に薄いと思われれます。これは沖縄防衛局に言っても同じ回答です。例えば、原因究明の間、飛行停止をすべきではないかというような意見が通ったためしが無いことを理解しています。そして、飛行停止ができない、一時的であれ、例えば民間上空を回避するようにとか、米軍の訓練に対して我が国が全く介入できない原因はどこにあると思われれますか。

○町田優知事公室長 米軍の運用につきましては、根拠として挙げられるものは当然ながら、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約—日米安全保障条約、それから日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定—日米地位協定、そういうもの等があるかと思えます。そう

いうものに基づいて、米軍は施設の使用などをしておりますので、なぜかと言われますと、そういう根拠があるからと申し上げられるかもしれません。

○比嘉京子委員 私は、国民の安全よりも、日米安全保障条約と日米地位協定が憲法よりも上位にあると理解しているのですが、いかがですか。

○町田優知事公室長 憲法と条約の上位性については、非常に法律的に難しい問題でして、いろいろな説があるかと思っておりますので、私個人のコメントは述べにくいかと思っております。

○比嘉京子委員 では、例えば、日本以外の国における米軍基地—イタリアやドイツなど。そこにおいて、このような落下物があった場合やさまざまな事件・事故が起こった場合に対しての捜査権といいますか、飛行訓練に対する停止権というものが日本と同じような運用状況になっているということは、お調べになっておられますか。

○町田優知事公室長 例えばですが、ドイツにおいては、ドイツ連邦共和国に駐留する外国軍隊に関して北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関する協定を補足する協定—ボン補足協定など、日本の日米地位協定に該当するようなものがございます。その中で国内法を適用するなどの規定もところどころございますので、それが実際の運用としてどの程度まで米軍に対して物申せる内容になっているのかということについては、つまびらかには存じ上げませんが、少なくとも日本と違って国内法を適用するなどといった状況は国によってあるのではないかと考えております。

○比嘉京子委員 最後になりますけれど、他国における米軍基地の運用も含めて、どういう状況になっているのかということをごひとも知事公室長に詳しく把握していただきたいと思っております。それからもう一つは、我々が何十年間もこういう被害に遭ってきて—トレーラーの圧死事故もありました、そういうことも含めて今誰にも人身が及ばないということで、非常に軽視するような風潮があるのではないかとと思っております。このことが本当に惨事を招く、200キログラムといいますとどれくらいの重さで落ちてくるのかということは想定できていませんけれども、そういうことを含めますと、我々もそういった事故にならされてしまうという危機感さえあります。そのことについて、今までどおりの米軍や沖縄防衛局、防衛省に対しての対応では何ら結果として改善がないというこ

とです。そこにどう切り込むのかという、今までと同じような手法というものではない沖縄の出方というものが必要になっていると思われます。それについてはどう思いますか。

○町田優知事公室長 御質疑は2点あったかと思いますが、まず海外のいろいろな事例、状況についてよく研究しなさいというお話でした。それは私ども全く同感でございまして、県も任期つきではありますが研究員を採用して研究を続けておりますけれども、海外の地位協定の状況などについてはぜひいろいろと調べてみたいと思っております。それから、申し入れ、要請の対応についての御質疑でしたが、確かなかなか一朝一夕に成果が上がらないと、そういう隔靴搔痒の感があることは私どもも全く同感でございまして。ですから、要請の内容はいつもルーチンでやるというものではなくて、その時々状況に応じて不断に対応を検討し、適宜、適切な対応をしていきたいと思っております。

○比嘉京子委員 謝罪をしないというスタンスから何が見えるのかということも踏まえて、ぜひ研究をしていただきたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
又吉清義委員。

○又吉清義委員 米軍基地関係特別委員会の資料で米軍構成員等による人身事故発生状況がありますが、県警としてこういった統計もお持ちなのでしょうか。例えば、軍人・軍属でこういった事件・事故を起こす方々というものは、沖縄に派遣されて何年以内が多いのかといったことも統計として出していますか。

○當山達也交通部長 そのような観点からのデータというものは、とられておりません。

○又吉清義委員 そうであれば、今回、平成25年から平成27年までの2カ年間をデータとして出しているのですが、具体的にこういった事件・事故を起こす方々というものは、もしかして1年以内の方が多いのかなと危惧しています。その理由がなぜかといいますと、米軍が海外派遣をする場合に、沖縄に真っ先に来る方が圧倒的に多いと。その後に県外であれ、国外へ派遣されていくのだという情報を得たものですから。そうであれば、その意識の低さ、教育のあり方、これを根本から変えていかなければいけないという考えがあります。2カ

年間の中に発生した事件・事故の中身というものが、統計的にどのようなようになっていますか。

○**當山達也交通部長** 特段、そのような観点から統計をとってはおりませんが、別の切り口として階級別や年代別の統計をとれば、今の御指摘のような一番最初の任地が沖縄なのか、あるいはまだ配属されて間がないものなのかというようなことが参考データにはなるかと思いますが、今あいにく手元にはございません。

○**又吉清義委員** 事件・事故があること自体あってはいけないことなので、抗議をする、嚴重注意をする、そしてあってはいけないことをどう解決するのかということがポイントだと思います。県議会も、県も、県民も頑張ってはおりますが、また米軍人、軍属の教育も頑張っているという情報を得てはいるのですが、やはりこういった事件・事故というものはあってはいけないことなので、解決に向けてはあらゆる方向から調べていただきたいと思います。1年で沖縄に来た方が多い、そして若い年代が多いということがあったら、教育の仕方もこれでいいのかと、私は改善策を求めることができると思いますので、ぜひその辺も調べていただきたいと思います。

○**新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。
嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** 知事公室長は、新しい任務で大役だと思いますが、翁長県政のキーマンとなりますので、米軍人・軍属から沖縄県民の命と暮らしを守るということは大変重要なことですので頑張ってください。

頑張ってくださいと言ったついでに、今回の部品落下事故を含めてたくさんありますが、これについて具体的にどういう対応をしてきたのですか。

○**町田優知事公室長** 私どもは部品落下事故の通知があったときは、例えば基地対策課長から口頭で米軍と沖縄防衛局に対して直ちに申し入れを行っております。申し入れの内容としましては、事故原因の究明と公表、それから再発防止策、安全管理の徹底等を申し入れております。

○**嘉陽宗儀委員** 事件・事故が発生するたびごとに同じような申し入れをずっとこれまで繰り返してきていますよね。ところが改善されていません。ですか

ら、一歩踏み込んだ皆さん方の対応が必要だと思っておりますが、どう思われますか。

○町田優知事公室長 一歩踏み込んだということが具体的に何を指されているのかわかりませんが、確かに私どもは何度も何度も部品が落下するたびに要請をしておりますが、翌月に同じような状況が起こるとい状況は大変遺憾といひますか、残念な結果だと思っております。ただ、それ以外にどういうことをすればいいのか、その辺は日々我々も検討しなければいけないと思っておりますが、いかんせんまだそういった新たな動きといひますか、要請をどうすればいいのかということについて、私どもとしてもまだ結論が出ているというわけではございません。

○嘉陽宗儀委員 基地防災統括監はかなり経験してきていると思っておりますが、要するに同じ事件が起こって申し入れをしても変わらない。このことについて基地防災統括監はどう思われますか。

○親川達男基地防災統括監 去年の件数、それからことしに入っても連続して発生しているということは大変遺憾だと思ひます。この件につきましては県も当然ですが、地域市町村一例え、今回のAH1Wヘリコプターの部品落下については、栗国村、久米島町、渡名喜村、宜野湾市も抗議決議を出してあります。県にも来ておりました。こういった状況といひものは大変な状況だといひことは、日本政府、米軍もわかっているだろうと思ひます。これについては先週の軍転協でも知事、それから首長も参加しておりまして、特に地域の首長さんからもしっかりとこのことはアメリカ軍、日本政府、駐日米国大使館でも言っておりますので、今の置かれた状況については伝わっているのだろうと思ひます。ただ、改善策については、先方は整備に取り組むとか、機器の整備や隊員の教育はやっているといひことは言っておりますが、そういったことを強く言い続けることが今時点では必要かと思ひます。知事公室長もおっしゃってましたように、有効な手段があるかどうかについては、県も含めて検討していきますが、厳しい状況だといひことはしっかりと政府に訴えて、改善してもらふべきだと思ひます。

○嘉陽宗儀委員 要するに、事件・事故が起こったのでこういうことは再発させないでくださいといひような通り一遍の申し入れでは全く変わらないと思ひます。やはり努力すべき中身として、例え、空の燃料タンク34キログラムが落下しましたが、通常このようなことは考えられますか。ですから、この1つ

をとってみても、整備不良もそうですし、米軍の安全教育、管理もでたらめだと思いますし、少なくとも今から知恵を出すのではなくて、具体的に起こった事件・事故についてどれほど深刻なものかということで県なりに分析を行って、それについて米軍や沖縄防衛局に対して追及するというをしないと、また燃料タンクが落ちたみたいですが、だけで終わったのでは不安が残ると思います。ですから、事前に訓練するときの整備点検がどうなっているのかを含めて、皆さん方が申し入れをするときにそれをチェックしないと、これぐらいやらないといけないと思いますが、どうですか。

○町田優知事公室長 申し入れの際は、いろいろな疑問点、それからなぜこういうことが起きたのか、整備点検はどうしているのかということもその都度状況に応じて先方に対して質問し、回答を得たりということは、一度ならず再三再四やっております。ですから、嘉陽委員がおっしゃるようにそれを厳しくこれからも追及していく、そういうことは確かに必要だろうと考えております。

○嘉陽宗儀委員 事態の深刻さについての受けとめ方だと思いますが、34キログラムの物質が落ちてきたときに、どれだけの破壊力があるかということは計算して説得しましたか。物が落ちたみたいだけでは緊張感も何もないのではないですか。

○町田優知事公室長 特に、34キログラムというものを出して計算したことはございません。

○嘉陽宗儀委員 私が言うのは、落下した燃料タンクの重さが34キログラムというので、例えとしてこのことを出したただけであって、HH60からも物質が落下していて、その都度落下物の重さは違いますよね。このような部品落下が起こったという事の重大さについての認識がどうなのかということが問われています—わずか小さな部品といえども、人に当たったら死亡事故に至るかもしれないなど。これは私でもできますが、何グラムのもは幾らのスピードで落ちた場合には、幾らの破壊力があるということは計算できますよね。少なくとも、今度の知事公室長はそういう米軍事故についても分析をして、県民の生命を守るためには言いわけを許さない、こんなでたらめな訓練をしていいのかということで迫れないと、34キログラムは計算しておりませんみたいなことではだめだと思います。ですから、個々の問題についての事件の深刻さについて、県自身が深刻に受けとめて、一旦何かあれば大惨事だと口では言いますが具体的に

これはどうなったということやらないとだめだと思います。それから、HH 60もそうですし、F 15にしたって、あれは40年以上も使用していて欠陥機ですよ、老朽化。いつ落ちるかわからないというのがF 15です。それを頻繁に訓練を行って、いろいろな部品を落としている。このような老朽化した戦闘機からいろいろな物が落ちるといことは相当深刻なことではないですか。これ以上は言いませんけれども、改めていろいろな事件・事故が起こるたびにごとに敏速に分析をして、事の重大さということについてきちんと掌握して、それを県民に周知する。そして、米軍、沖縄防衛局にそういう立場から厳しい申し入れをすべきだと思いますが、いかがですか。

○町田優知事公室長 事件・事故の内容を厳しく詳細に審査する、それは大変大きなことだと私どもは思っておりますので、そういう強い態度で粘り強く米軍に対しても接していきたいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 では、それについてはそうしてください。

今度は、犯罪の問題についてですが、犯罪を犯した米兵について基地内に居住か、基地外に居住かについて分類はしていますか。

○上村正栄参事官兼刑事企画課長 基地内居住、基地外居住ということで、検挙した被疑者については把握しております。

○嘉陽宗儀委員 では、今出されている人数で基地内が何名で、基地外は何名か報告できますか。

○上村正栄参事官兼刑事企画課長 基地外居住が3件、基地内居住が6件となっております。

○嘉陽宗儀委員 基地外に住んでいる人たちは、ほとんど民間地域内といって最近は時間制限なしに飲んでいますよね、私の隣近所に住んでいるのでよくわかります。米軍が基地外に住んでもいいという法的根拠はあるのですか。

○上村正栄参事官兼刑事企画課長 基地外に居住してもいいという根拠があったかについては、把握しておりません。

○町田優知事公室長 基地外に住んではいけないという規定がないということ

だと思えます。

○嘉陽宗儀委員 日米地位協定にないからいいと言っていましたが一前も米軍基地関係特別委員会でやった覚えがあります。基地外に住んではいけないという規定がないのでしたら、人を殺してはいけないという規定がないということと同じですよ。国際法上も外国へ行こうとするならば、旅券をとってきちんと出入国手続をしないとイケないでしょう。それもなしに規定がないから自由ですということではだめだと思えますので、改めて犯罪を防止していく上からも日米地位協定の問題も含めて、主権国家として一特に沖縄は米軍になめられているので、改めて厳しくチェックをする体制を新しい知事公室長で努力してみてもどうですか。決意だけ聞いて終わります。

○町田優知事公室長 日米地位協定の問題ですとか、あるいは法律的根拠の問題ですとか、その辺については私どもも不断に勉強していかないといけない、研究していかないと思っております。ただ、いずれにしても、大事なことは米軍の犯罪を1件たりとも起こしてはならないことだと思えますので、私どもとしては基地内、基地外にかかわらず、とにかく安全管理といいますか、綱紀粛正、再発防止などに力を入れて要請していきたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 落下事故に関してまず質疑をしますが、1月15日の出砂島周辺の事故について。これは今見ても驚きますが、ミサイル発射装置で109キログラムもあるものが落ちていますよね。ミサイル格納容器が65キログラム、空の燃料タンクが34キログラム、これが同じAH1W攻撃ヘリコプターから落ちていると。これは間違ってもミサイルが発射でもしたら大変なことですよ。しかも、重量も相当な大きさですし、このようなミサイル発射装置が落ちるといような事故を聞いたことはありますか。

○町田優知事公室長 このようなミサイル発射装置が落ちた、落としたということは、私どもも事例としては把握しておりません。

○新里米吉委員 ミサイル発射装置以外にもいろいろな部品落下がありました。他の部品落下はどこで落としたのかもわからないと。恐らく、戻ってきた

ら部品が足りなかったということなのでしょうけれども、米軍は原因についてこれまで回答していますか。

○町田優知事公室長 今回の3件についてそれぞれ申し上げますと、例えば、1月15日のAH1Wヘリコプターの件については、まだ調査が行われており、原因はわからないという返事でした。HH60につきましては、飛行中貨物ドアに通信コードが挟まって端の部分が外れてしまったという報告を受けております。それから、2月4日のF15につきましては、部品が素材のふぐあいにより落下したという連絡を受けておりまして、それ以上の詳しい状況についてさらに説明を求めているところでございます。

○新里米吉委員 素材のふぐあいと言われると、意味がよくわかりにくいですね。素材のふぐあいでも落下事故が起きても困りますし。それと、先ほどAH1Wのミサイル発射装置についてはいまだに原因がわからないと。原因がわからないのにどんどん飛んでいる。こういう事故が起きて、そして原因もいまだにわからない、あるいは長くなったらそのまま原因究明もしないままに知らない顔をする危険性もありますよね。これまでも事故を起こして原因がわからないまま飛行を続けて、1年たっても何が原因だったのか知らせもしないということがあるのではないですか。

○町田優知事公室長 先ほど、平成26年に起きた部品落下事故が9件ありますと、そのうちの6件について事故原因の報告がありましたと申し上げました。ということは、残りの3件については事故原因についてまだ報告を受けていないという状況でございます。

○新里米吉委員 改めて、1年たっても事故原因の報告がないものについてはまとめてどうなっているのだと。1年たってもまだ報告がないのですが、皆さんはそれは原因究明をしないつもりなのか、原因究明をしたけれども報告を忘れたのか、しなかったのか。ここを知事公室としてはやったほうがいいのではないですか。

○町田優知事公室長 やりたいと思います。

○新里米吉委員 とりわけ、このミサイル発射装置の落下については、過去に知事公室としても聞いたこともないということですから、このようなものが人

の住んでいるところに落ちた場合には、本当に重大事故になりますよね。ですから、このミサイル発射装置の落下原因についてもはっきりさせていかないと、原因がわからなければ再発防止もないわけです。こここのところをしっかりと押さえて対応をしていただきたいと思います。

それから、酒気帯び運転関係ですが、県警にお伺いします。平成26年12月18日に起きたトリーステーション所属の大尉の酒気帯び運転、さらには逃走。酒気帯び運転をしていただいただけではなくて、逃走して、捕まえようとしたら警察官に体当たりをして逃げようとしたと。この大尉は県警に逮捕された後、その後どうなりましたか。相当悪質な事件だと思いますが。

○上村正栄参事官兼刑事企画課長 12月18日発生の軍人による公務執行妨害ということで、公務執行妨害で逮捕しております。事件につきましては、不起訴となっております。

○新里米吉委員 時々こういう不起訴がありますよね。これは酒気帯び運転で、2倍以上のアルコールが検出され、さらには逃走をしたと。企てたのではなくて、逃走をしたわけですよね。それを皆さんは捕まえに行って、捕まりそうになったら体当たりをして、逃げようとして公務執行妨害で捕まえた。普通はこれぐらいのことをやったら、沖縄の公務員は間違いなく懲戒免職ですよ。100%懲戒免職、間違いありません。これほどひどいことをして不起訴になるということは、どこに問題があるのですか。これも日米地位協定ですか。原因は何ですか。

○上村正栄参事官兼刑事企画課長 県警察としましては、事件があるということで捜査をして、逮捕をして、事件送致をしました。その後、検察庁のほうで起訴、不起訴の判断をすることですので、それにつきましてはどのような判断のもとにされたのかについて、こちらでは答弁することができません。

○新里米吉委員 この大尉がその後米軍の中でどういう取り扱いになったのか、そのことについて皆さんは情報を得ていませんか。除隊されたのか、あるいは軍法会議で懲役何年とかになったのか。

○上村正栄参事官兼刑事企画課長 本人の軍における処分がどのようになったのかについては、把握しておりません。

○新里米吉委員 沖縄県警として、あるいは沖縄県の知事公室として、沖縄防衛局などを通してその後どうなったのかについて把握する方法はありますか。これは両方に聞いています。

○上村正栄参事官兼刑事企画課長 その処分の結果について米軍のほうでどのようにされたのかということについては、個別に確認をすれば回答してもらえるかと思いますが、この件については確認しておりません。ちなみに、このような軍規違反などがあった場合には、米軍のほうで適正に処分をしていると聞いております。

○町田優知事公室長 なかなかプライバシーの問題もありますので、今まで確認したことはございませんけれども、聞けるかどうかやってみたいと思います。

○新里米吉委員 プライバシーの問題もあるかもしれませんが、沖縄の人でしたら名前が載ります。これぐらいのことを起こせば、名前が出て、しかも処分されましたということまで出ます。酒気帯び運転などをやっても皆さん処分されたりしていますよね。これだけの事件でしたら、100%懲戒免職ですよ。こういうことをやって懲戒免職になりましたと、みんな公表されます。ですから、これは何らかの形でここまでやった、しかも大尉といえば中隊長クラスですか。これは、米軍の中でもかなりの指導的立場の人ですよ。県警でいえば、警察署長がこういう事件を起こしたようなものです。それぐらいのものに該当しますよね。警察署長が酒気帯び運転で逃げて、捕まりそうになったら体当たりをしてまた逃げると。こういうことが起こったにもかかわらず、その後どうなっているのかわからない。何かの処分があるだろうと言っても軽い処分で済んでいるかもしれませんし、アメリカ軍人の中で指導的立場にある軍人がこれほどひどいことをしたことについては、ぜひどういう取り扱いになったのか調査をしていただくようお願いをして終わります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 新里委員に関連して質疑します。トリステーションは、いわゆるグリーンベレー部隊と聞いております。私もこの大尉はグリーンベレー部隊所属だと認識をしておりますが、これはどうですか。

○上村正栄参事官兼刑事企画課長 本人は、米軍トリイステーション所属の特殊部隊に所属しているということを伺っております。

○吉田勝廣委員 知事公室長、特殊部隊はどのような任務をする部隊ですか。

○町田優知事公室長 今、手元の資料では確認できません。

○吉田勝廣委員 知事公室長は調査研究とよく言っていますが、どういう調査研究をしているのですか。部隊の研究やアメリカの上院議員、下院議員、軍事委員会の研究をしているのかはわかりませんが、特殊部隊というものがどういう部隊かわからない。これは、陸軍ですよ。海兵隊にも特殊部隊はいるのでしょうか。そのことは後で研究してください。もう一つ、道路交通法一道交法違反で不起訴になったのか、公務執行妨害で不起訴となったのか。この2点で起訴したのですか。

○上村正栄参事官兼刑事企画課長 公務執行妨害については不起訴ですが、道交法違反については起訴されております。

○吉田勝廣委員 今、その状況はどうなっていますか。

○當山達也交通部長 手元に資料がございませんので、後ほど御報告したいと思っております。

○吉田勝廣委員 道交法違反では起訴されて、公務執行妨害では不起訴になったと。今、手元にある新聞記事を見ますと、男性警察官は打撲やすり傷など軽いけがを負ったとなっています。状況がわかっていないので、検察庁がこれに関しては不起訴が相当だという判断をしたということについては何とも言えませんが、県警としては、自分たちの警察官が酒気帯び運転を調べて道交法では起訴されたけれども、公務執行妨害では不起訴になったということは、少し腑に落ちないのではないですか。

○上村正栄参事官兼刑事企画課長 確かに、起訴・不起訴の判断については検察庁で判断することですので、どのような根拠、基準に基づいて不起訴として判断したかについては……。

○吉田勝廣委員 県警としては、起訴相当として基本的には送致したわけですよ。米軍の問題については不起訴が多いです。民と軍との場合の不起訴率一皆さんがよく言う道交法でもあり、酒気帯び運転でもあり、公務執行妨害でもあり。実は、きょう辺野古で公務執行妨害で逮捕者が出ました。起訴・不起訴、そして逮捕、そういうことを皆さんがやる時には、非常に注意しないといけません。簡単に公務執行妨害で逮捕をして、起訴相当で送致をして、それが検察では不起訴になると。これは恥ずかしいことですよね。かばうわけではありませんが、こういうことは大尉の名誉もあるわけです。それからもう一つは、道交法で起訴になったときに一先ほど新里委員からもありましたが、沖縄県の公務員、学校の先生方も含めて飲酒運転をしたらどうなりますか。まさに、懲戒解雇が待っているわけです。道交法違反の問題ではなく、解雇という大きいものが待っています。それぐらい道交法違反の飲酒運転は難しいのです。そうしますと、大尉の起訴された後の基地内における状況がわからないということは、おもしろくないですよ。知事公室長もそうだと思いますが、私たちもおもしろくありません。私は米軍のことはよく知っていますが、普通は自由解放ですよ。この間も言いましたよね、基地の中でどうなっているのかと。やはり、把握することはきちんと把握をして、県民に明らかにすべきではないかとも思います。このことについては、きちんと対応してもらいたいです。どうですか。

○當山達也交通部長 先ほどの現場での警察官に対する公務執行妨害に対して県警としてどうかという御指摘がございましたが、現場でそういう違反を検挙することに対して抵抗をするということについて、検察庁の判断では不起訴となったということになりますと、当然現場の警察官の士気にもかかわります。そういう意味では、県警としては、悪質性が十分認められれば当然起訴相当ということで送致をしておりますので、事実関係に基づいて厳しく処分をしていただきたいということで対応はしているところでございます。もう一つの点で、米軍内での処分がどうなっているのかということでもございましたが、個別のケースについてその都度確認はしておりませんが、一般的な県警としての理解でいいますと、日本側で不起訴という形になったとしても、米軍内において、特に道交法の関係では米軍の免許の停止、取り消しを含め、さらに処分の大きいものと降格など、そういった処分もあると聞いております。

○吉田勝廣委員 知事公室長、先ほど調査研究と交通部長が説明しましたね。

日本の国内法に違反して起訴か不起訴をされたときの軍における刑事罰といたしますか、あるいは軍法会議におけるさまざまな法律関係について調査研究はしていますか。

○町田優知事公室長 渉外関係主要都道県知事連絡協議会—渉外知事会などいろいろな研究等はあるのですが、委員がおっしゃっているような形での研究というものは、まだしたことがないと聞いております。

○吉田勝廣委員 非常に残念なことです。これは恐らく常識だと思います。軍法会議といった軍事関係の中において、基地の中で犯罪を犯した部分と基地外で犯罪を犯した部分をどう対処していくのかという—常識的な部分としては、大体少し調査研究をすればすぐわかることではないかと思うのですが、米軍基地が沖縄に来てから43年たったにもかかわらず、我がほうが勉強をしていないということは残念です。今からよく研究をされてください。この大尉をかばうわけではありませんが、特殊部隊という一つの—よく言うグリーンベレーですよね。この特殊部隊の任務は普通では飲酒も非常に制限されています。そうして、その言葉や行動全てが任務としては制約されています。それぐらい常に24時間体制といいますか、非常に厳しい任務を強いられている、だからこそこういうことを起こすこと自体大変だなと。この方は恐らく除隊か何かされているのではないかと思ったりはしています。いわゆる、隊長としての任務、中隊長、小隊長の任務ができる人ではないと。はっきり言いますと、人格高潔な人ではないとこういった特殊任務にはつけないということです。それで、この大尉の行く末を聞きました。それからもう一つは、公務執行妨害をしたときの判断ですが、現場で警察官が判断するのか、誰が判断するのですか。恐らく、1対1では確保できたかどうか。要するに、この大尉は特殊部隊ですから、そう簡単に捕まる人ではないと思いますが、そこら辺はどうだったのでしょうか。

○上村正栄参事官兼刑事企画課長 この件につきましては、沖縄警察署の検問中にということですので、1人ではなく2人での勤務であると思います。

○吉田勝廣委員 大尉は、道交法違反でのアルコール検査に素直に応じたのでしょうか。

○當山達也交通部長 飲酒検知はしております。

○吉田勝廣委員 検査には素直に応じたのですか。

○當山達也交通部長 強制力を持って検知をしたという記録はございませんので、応じた結果だと思われれます。

○吉田勝廣委員 大尉の動向などについての調査研究は、一生懸命ぜひやられてください。

次に、落下事故ですが、平成25年12月にHH60が宜野座村で落ちましたよね。HH60の救難ヘリコプターが宜野座村で墜落してから、沖縄県も宜野座村も救難ヘリコプターの運航については慎重に期する、やめるようにということもやってきたのですが、結局はどういった状況で運航がなされたのか、説明していただけないか。

○運天修基地対策課長 平成25年8月5日にHH60がキャンプ・ハンセン内に墜落いたしました。その後、飛行停止がされまして、8月16日に飛行再開を宣言、その数日後に飛行が始まったものと記憶しております。

○吉田勝廣委員 救難ヘリコプターのHH60がこういう事故を起こして、さらに今回68グラムの部品を落下させたと。嘉陽委員も先ほど言っていました、68グラムであっても加速すれば大きな事故につながる可能性はあります。米軍はいろいろな事件を起こして、また同じような飛行機が落下事故を起こす。AH1Wヘリコプターは攻撃ヘリコプターなので、渡名喜島周辺の射爆場で演習をしていたのでしょ。そこでミサイル装置を落下させるということも非常に問題です。そしてもう一つは、通報義務がありますよね。これは沖縄県にはありませんが、沖縄防衛局にあります。沖縄県には、米軍が事故を起こした場合、空の上、海の上でしたら、何も言わなければわかりませんよね、陸に落ちて初めてわかるわけですので。金武町でもそうですが、射爆場から弾が飛んできたらどこから飛んできたかわからないけれども、弾が貫通しているのでそれでわかります。この通報義務というものは、どういう法律に基づいてあるのですか。

○町田優知事公室長 米軍が事故を起こした場合の通報手続というものは、日米合同委員会の合意事項で定まっております。それに基づきますと、現地の司令官から沖縄防衛局—沖縄でいいますと、現地の防衛局は沖縄防衛局です。そこに通知がございます。そして、沖縄防衛局から都道府県に通知をするという手続となっております。

○吉田勝廣委員 これは日米合同委員会ですので、日米地位協定ですね。日米地位協定の合同委員会でそういう通報義務がなされると。事件・事故の範囲がどこまでなら通報がなされるのですか。

○町田優知事公室長 これは多数具体的な事例が挙げられておりまして、例えば、墜落、投棄、危険物の落下等の航空機に関する事件というものが一例でございます。そのほかにも、衝突、沈没、座礁等の艦船に係る事件や爆発などといった多数規定がございます。

○吉田勝廣委員 場所の規定、それから構造物、写真、こういうものはないですか。もう一つ、落下物を落としたときにそれを捜査するというものがありますよね。例えば、ミサイル発射装置を捜すのか、捜さないのかということについてはどうですか。

○町田優知事公室長 米軍からは、投下したもの、あるいは落下したものを捜している、ただし、まだ回収はできていないという報告はございます。

○吉田勝廣委員 直接報告を受けたのですか、それとも沖縄防衛局を通じて報告があるのですか。

○町田優知事公室長 沖縄防衛局を通じて報告を受けました。

○吉田勝廣委員 先ほど言いましたように、構造物の写真ですとか、結局はそういうものはないということですね。場所の位置などはそこだろうという予測ですか。

○町田優知事公室長 場所については、確かに構造物そのものの写真も連絡は受けております。ただ、提供水域内ということは連絡を受けております。

○吉田勝廣委員 そこなのです。提供水域内と制限区域内とありますが、その場所などが示されたほうがいいです。提供水域内で演習訓練をする、そして、そこから出たときに落下物はどこに落としたのかと。そのことについて位置も範囲も全部、沖縄防衛局は明確に答えていますか。

○町田優知事公室長 その件についてはまだ回答はございません。

○吉田勝廣委員 例えば、交通関係で、軍事車両でも一般車でも、物を落下させた場合、荷物をしっかりととめていなくてそれが落下して人身事故を起こした場合、そして物を落としてそれにぶつかって交通事故を起こした場合、こういうときは民でも軍でも道交法や刑法の関係でどういう罰がありますか。

○當山達也交通部長 道交法でいいますと、当然運転手には積載物の落下防止措置をとる義務がございますので、その違反もございます。ただし、米軍の公用車両になった場合に押収権限というものが制限されていますので、全て県警で押収できるというものではございません。

○吉田勝廣委員 道路は日本国道ですよ、国道、県道、町道、村道などいっぱいあります。米軍はそこを通りますよね。通る権限を彼らは日米地位協定上持っていると言います。そして、いろいろなところで事故を起こしたり、突っ込んだり、けがをさせたり、損壊させたりするわけです。公務中の軍車両から物が落下したときに、県警としては何かすることはできないのですか。

○當山達也交通部長 施設外の公道での交通事故と認められるものに対しましては、基本的には日本の道交法で調査・処理をしております。

○吉田勝廣委員 先ほどはどういう説明でしたか。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、交通部長から、米軍の公用車両が落下させた物は米軍の財産であり、米軍の財産については制約があるとの説明があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 そうしますと、例えば、航空機から物が落下しますよね。そして海上では漁民が漁業をやっている。よく往来危険罪などがありますよね。その関連の中で、これはどうなのでしょう。航空機から物が落ちる、提供施設内、制限施設内の外側で普通の漁民が漁業をしているとしたら、これはどう

なりますか。

○上村正栄参事官兼刑事企画課長 米軍機ではない航空機からの落下物については、何人も航空機から投下してはならないということで、航空法に規定があります。ところが、米軍機につきましては、航空法第89条を適用しないという除外規定が設けられております。過失により落下させた場合については、過失を処罰する特別の規定はありません。しかし、けがなどをさせた場合には業務上過失致死傷の刑事責任を問うべきものだと認識しております。

○吉田勝廣委員 制限区域内や提供水域内で落ちた場合、例えば、制限区域内でも漁業をやっていいですよということがありますよね。往来も自由ですよ。そういうときに落ちた場合はどうなりますか。

○上村正栄参事官兼刑事企画課長 先ほど説明しましたように、故意に落としたのであれば、本人にということで犯罪が成立します。過失の場合においても、業務上過失の関係が出てくるというふうになります。

○吉田勝廣委員 では、制限区域内や提供水域内を出ても同じだという意味ですね。わかりました。ありがとうございました。

○當山達也交通部長 先ほどの陸軍大尉の公務執行妨害を不起訴、そして酒気帯び運転についての処分はという御質疑でしたけれども、罰金30万円という処分だということでございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○玉城義和委員 町田知事公室長は非常に重要な時期の御就任ですので、ぜひ頑張ってくださいと思っています。

この種の問題が起こるたびに県議会も意見書を決議をしているわけですが、一向に改善されないということがずっと続いていて、ずっと同じような文面で抗議もしているわけでありますが、一向にこれが改善されないという現状であります。まず、なぜこういう事故が起こるのか、なぜこれがなくなるのか、そして、どうするのかということだと思えます。まず、知事公室長の認識を伺いたいのですが、この種の部品落下事故が起こる原因で、なぜこういう事件が

起こるのかということについてはどういう御認識ですか。

○町田優知事公室長 まず、基本的にこの種の事件が再三再四起こることについては、私どもも大変遺憾に思っております。この原因についてですが、これはそれぞれの事故に応じて違ってくると思います。人的要因で起こる場合、あるいは機体の整備の関係で起こる場合もあります。ですから、一概に全体としてどうということとは申し上げにくいと思っております。

○玉城義和委員 このことがなくならずに、ずっと起こっていることについてはどうですか。

○町田優知事公室長 私どもも、この航空機事故というものは一つ間違えれば大変な重大事故につながり、県民の生命、生活、財産を守る上で大変ゆゆしき問題だという危機感を持っております。ですから、先週も軍転協の要請でもきちんと事例を挙げて要請をしております。米軍に対してこういうことを何度も何度も要請することが大事だと思っております。先ほど、嘉陽委員からもありましたけれども、米軍の事故でそれぞれいろいろな場合がありますが、その状況に応じて内容を厳しく追及し、その原因が何になるかということを追及していくことが大事だと考えております。

○玉城義和委員 なぜそれが起こるのかということの原因になっているものの共通項が探れないと、これがなぜ頻発するのかということも今のような曖昧な話になってしまいます。県として基本的にどのように対応するのかと先ほどからずっと質疑はあるのですが、そこはどうですか。頻発する事故に対してどういう対応をなさるのかと。特に知事公室長は新しく就任されたわけですから、その心構えも含めてどうですか。

○町田優知事公室長 基本的に米軍に対して再発防止や安全管理の徹底、そういうことを申し入れるのは当然ですが、こういった事故が大変危険であるという危機感を米軍や沖縄防衛局に対しても持っていただくこと、それが重要だと思っておりますので、そこは要請の中で、あるいは日々の対話の中できちんと先方にお伝えしていかないといけないと考えております。

○玉城義和委員 基地の提供義務者は日本政府ですよ。日本政府が基地を提供して、その運用は米軍がやるということですよ。こういう事件・事故を踏

まえて、日本政府の責任というものはどこにあるのですか。そして、日本政府の責任はこれまでこういう事件・事故のときに、どういう形で果たされてきたのですか。それとも、日本政府に責任はないのですか。つまり、こういう事件・事故と防衛省及び日本政府のかかわり方はどうなのですか。

○町田優知事公室長 確かに日本政府は、今委員がおっしゃったように、基地の提供をするという責任がございますので、その提供をしている施設区域内での事件・事故、それについても当然ながら責任を負わなければいけないと思っております。これまでの政府、沖縄防衛局の対応としましては、沖縄防衛局からも米軍に対して安全管理の徹底、再発防止などを繰り返し要請しているということが現状でございます。

○玉城義和委員 運用は米軍に任されているということですが、基地提供者として日本政府も事故の防止、安全に対しては責任を負っているという認識でいいですか。

○町田優知事公室長 私どもはそういう認識であります。

○玉城義和委員 私も当然そうだと思いますが、県としては、そのときの日本政府の責任がこれまでも含めて十分に果たされているという認識ですか。

○町田優知事公室長 十分に果たしているかということについてはなかなか申し上げにくいのですが、事件・事故が起こるたびに日本政府、特に沖縄防衛局、あるいは外務省沖縄事務所も米側に対して申し入れをしたり、いろいろな会議を開催したり、そういった形で事件・事故の再発防止に取り組んでいるとは理解しております。

○玉城義和委員 現場でやってもらちが明かないわけですよ。日本政府にも責任があるとおっしゃるのでしたら、もう少しハイレベルに上げて行って、外務大臣なり、防衛大臣がアメリカ当局にそのことについて注意喚起をするなどといったことをやるべきではないかということを行っているわけです。沖縄防衛局が言ってもなあなあで全然聞かない、こういう事件も起こっているわけですし、一步間違えればなんて言葉をずっと使っているわけですから、当然政府としては外務大臣も含めてしかるべき人がしかるべきところで、きちんとめり張りをきかせてやるべきではないかと思います。県が米軍に行ってお願いをす

ることも結構ですが、やはり提供は日本政府なので、防衛省や外務省などの関係省庁でその辺のところはめり張りをきかせてやるべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○町田優知事公室長 私どもは現地でといたしますか、沖縄県内で要請をするだけではなくて、軍転協として、あるいは渉外知事会として、東京での要請行動などもやっております。そういう中で私どもの声、沖縄の声が日米両政府に対して直接届くような努力を今後ともやっていきたいと思っております。

○玉城義和委員 沖縄県の声が日米両政府に届くということも重要ですが、主体的に日本政府として、基地提供者として、当然それぐらいのことはすべきだと思います。こういう事件・事故が起こって、日本政府、外務省、あるいは防衛省がそういう申し入れをしたということは聞いたことがありません。そのところがやはりきちんと沖縄県としても一県自体でやるのも結構ですが、防衛省、外務省に対してそういうことをすべきだと思います。この間の一連の米軍人の発言、特に辺野古の反対運動に対する無知といたしますか、侮蔑といたしますか、まさに聞くにたえないということが続いています。今度のこういう事件も彼らの緩みといたしますか、県民の思いをきちんと受けとめきれない、受けとめられない、あるいはわざと融解をしてやるようなところと関連があるのだろーと思っております。ですから、沖縄に駐留している米軍、米軍人属の規律の緩みが背景にあるのだろーと思っておりますが、知事公室長はいかがですか。

○町田優知事公室長 今回のこの何日かの新聞記事の米側の発言という報道につきましては、きちんと確認はしておりませんが、もし事実だとすれば大変残念に思います。それが今回の部品落下事故や米兵の事件とどういう関連があるのか、ないのか、その辺は私どもとしてもまだ内容を図りかねているところでございます。

○玉城義和委員 直接的に関連があるかどうかということはおっしゃるとおりだと思いますが、要するに、軍の規律の中においても、軍全体として肝心の戦闘機や軍用機の部品が落ちるなんてことはあってはならないことだと思います。そういうことが起こってくるということが軍全体としてどういう状況にあるのかということだろーと思っております。ですから、そういう意味で背景として申し上げているので、軍全体の綱紀が緩んでいるという状況の中からこういう事件が起こりますし、酩酊して暴力を働くようなことも全部関連をしているので

はないかと、こういうことが言えると思います。そこで、原因の究明ということで、先ほどの9件のうち6件ということですが、要するに、アメリカ軍としては原因を究明して日本政府に報告する義務は持っているのですか。

○町田優知事公室長 先ほど、日米合同委員会の合意で事件・事故については通報する手続が定められていると申し上げました。通報する内容を申し上げますと、発生日時、発生場所、発生した事件・事故の概要、経緯、被害状況、処理状況、危険性の有無や環境破壊の有無ということを通報するようにはなっています。

○玉城義和委員 この中では、原因の公表は義務とはなっていませんよね。

○町田優知事公室長 原因という文言は確認できません。

○玉城義和委員 前からこれは非常に問題だと思っています。一種の軍事的な機密ですとか、そういうものとの絡みもあるのかもしれませんが、こういう肝心なところで正確に原因を究明して、日本政府なり、沖縄県当局に公表する義務がないということは非常に大きな問題だと思っています。それゆえに、本当に原因がそうであるかどうかという検証も我がほうはできない。向こうが言えば言う話になってくるということで、これは法的なところではどこに今言ったような話の中身があるのですか。つまり、日米地位協定の中で、今言った環境などの話がありましたが、その中に原因は入っていないと。知事公室長が話をされた規定はどこでされているのですか。

○町田優知事公室長 先ほども申し上げましたけれども、日米合同委員会でこういうふうにやりましょうという手続が、今申し上げた内容でございます。

○玉城義和委員 そうしますと、事故原因をはっきりさせるということが我々の意見書の記の1番の中にもありますが、事故原因をはっきりさせるということと言っても、今言ったような制度的なところで保証されていないということがあるわけですよね。そこのところはこういう事件・事故を受けて、きちんと規定の中に入れるべきではないかと前から言っているわけですが、その辺のところは県としてはどうですか。

○町田優知事公室長 私どもは、これまでも軍転協や渉外知事会とかで要請す

る中においては、事件・事故の原因についてはきちんと究明して、それを公表するように求めております。ただ、合同委員会の合意事項そのものについて言及したことはこれまではございません。委員のおっしゃる趣旨については大変重要な点ですので、どういうことができるのか研究をしたいと思っております。

○玉城義和委員 事件・事故がずっと起きているので、余り研究ばかりするのではなくて、ぜひやっていただきたいと思っております。あと、このもろもろの事件の取り扱いについて日米地位協定の壁があるので、そういう意味では長い間の取り組みですが、日米地位協定の全面的な改定についても検討をして、引き続き努力をしていただきたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志孝助委員。

○具志孝助委員 時間もお昼前になりましたけれども、町田知事公室長が初めての米軍基地関係特別委員会でありますので、御挨拶を兼ねて質疑をさせていただきますと思っております。大変重要な難しい局面を迎えて、そういう中で知事公室長に拝命されたということで、知事からの期待、信頼も相当高いところはあると思っております。ぜひ、行政マンとしてしっかり、余り政治に翻弄されないようにきっちりとした仕事をやっていただきたいと、まず御挨拶を申し上げたいと思っております。

今、玉城委員からもありましたように、米軍の事件・事故に絡む米軍基地関係特別委員会において、さまざまな議論をやってきております。これだけの組織が、しかも米軍、軍人の訓練場と提供をされた中でのことでありますので、訓練にかかわる事故というものが発生するのも一これを完璧に事件・事故が起こらないようにするということは人間のなすことでありますので、大変難しいことだと思っております。しかし、こういう事件・事故というものはあってはならないということはもちろんですので、我々は常に事件・事故の原因、内容はどうだったのかということ議論しなければなりません。そのたびに意見書等も議決して抗議・要請行動をやっているわけですが、結局のところ原因は何だったのかということです。そもそも、我々がそれを知ることができるのは、皆さんからの情報提供ではなくて、いわゆる地域のメディア、新聞記事を通して知ることになるのです。新聞記事がどのような報道の仕方、内容によって、我々の受けとめ方も相当に変わってくるわけなのです。例えば、この記事一つ見ても「米大尉警官に暴行疑い」ということで、飲酒検問を逃走し逮捕さ

れたというような記事です。とても許せる話ではありません。しかし今、皆さんからお聞きしますと、警官に暴行をしたということですが、公務執行妨害については不起訴になったということです。結局、酒気帯び運転で彼は有罪となって罰金30万円を納めた。新聞の記事では、大尉は警察官に暴行をした、公務執行妨害だとあります。こんなことがあっていいのか、県民はどう思うかと、こういうことを糾弾しているのです。そして、これを受けて私たちは議論するわけです。ですから、新聞の報道だけでは我々はなかなか理解できない、新聞は意図を持って報道するということを我々はまずわからないといけないと思います。事件の中身については多くの委員からありましたので、余り詳しくは聞きませんが、せつかくの機会ですからまずはこの問題から取り上げるとすれば、米軍の酒気絡みの事件というものは絶え間ないです。毎日あります。酒気帯び運転の基準値が1リットル当たり0.15ミリグラムで、これを超えたら酒気帯び運転ということになるのですか。

○**當山達也交通部長** そのとおりでございます。

○**具志孝助委員** そうしますと、これは一旦検問をして基準値を超えたら酒気帯びだということで罰されるわけですね。この基準値の0.15ミリグラムというものは、今さらですがどの程度の酒量ですか。例えば、ビール1杯飲むと一時間でも違うと思いますが、どうなりますか。

○**當山達也交通部長** 個人差や体質、飲んでからの経過時間にもよりますが、一般的にはジョッキの一、二杯飲めばその数値には達するというところでございます。

○**具志孝助委員** 私は酒に弱いので、ジョッキの一、二杯なんてとんでもありません。ひっくり返ってしまいます。2杯も飲めば眠くなって、とても車の運転どころではありません。しかも、我々日本人はそういうことに対して大変きちょうめんな国民です。ましてや、公務に携わるような人たちは絶対そんなことはやらない、やってはいけない、厳罰なわけです。ある意味においては、米軍人も公務員ですよ、税金で賄われているわけですから。この人たちも当然のように処罰の対象になるわけですが、酒を飲む習慣ということに対して、その酒量に対する個人差もあると同時に、彼らの習慣もかなり違います。そこで徹底した取り締まりをやりますと、これは恐ろしいぐらいに引っかかってくると思います。そこで、年がら年中あります米軍の酒気絡みについて、民間人で

酒気帯びというものはほとんどないのですか。私が申し上げたいことは、同じように検挙をされても、彼らは公務員で軍人ですので当然一般の民間人とは違うということを理解するわけですが、皆さんの取り締まっている現場において民間人と米軍の酒気絡みの検挙件数というものはどうですか。わかりやすく説明していただけますか。

○當山達也交通部長 昨年1年間の飲酒運転検挙件数は1200件でございます。そのうち、米軍に関しましては38件という数字になっております。米軍の構成員の数、あるいは県民の免許保有者の数で率というものは出せるわけですが、これでどちらが多い、少ないということではなくて、やはりそれは酒を飲んで運転する人のモラルの問題だと思っております。

○具志孝助委員 昨年1年間の飲酒運転の検挙件数1200件のうち、米軍関係の事件が38件。1200件のうち38件なのです。ところが、我々がふだん目にすることは、圧倒的に米軍はでたらめ過ぎると。私が今言ったように酒に対する習慣が違うのだと。私がこのように思わなくてはいけないぐらいに米軍はめちゃくちゃだなという感じがします。このことは県民がわからないと思います。年間に1200件も酒気帯び運転が検挙されて、そのうち米軍は38件しかいないのです。ところがそういう印象ではないですよ。この辺のところの問題だと思っておりますが、しかし、これは許されることではありません。ちなみに、せっかくですから、これは酒気帯び運転で検挙された件数ですが、今の数字から事件につながった件数はわかりますか。

○當山達也交通部長 昨年、県内で一般も全部含めてですが、飲酒絡み事故は117件発生しております、そのうち米軍構成員等の飲酒絡みの人身事故は7件でございます。

○具志孝助委員 これも同様で、もちろん人口比でもって計算をしないと単純に理解はできないのですが、117件発生して米軍絡みが7件という数字からすれば、先ほど私が言ったような感じだと思っております。しかし、そうであるとはいえ、我々にとって米軍基地は必要悪として認めているわけであって、可能な限り米軍には撤退してもらいたいと、県民感情からすればそういうようなことであっても許されない。そのためにも糾弾していかなければならないと、これがメディアの使命ということも私は理解をしております。理解をしていますが、実態をしっかりと理解するということはそれ以上に大事なことだと思っ

ていますので、意外とこの辺のところはわからないのではないかと思います。

それと、公務執行妨害の話ですが、このことについて先ほども少し出たのですが、辺野古での公務執行妨害に対する過剰警備だと言われています。先ほど、報道官が断じて許されないと、後でまた問題提起があると思っています。過剰警備の話で、皆さん方は辺野古へ県警を派遣しておりますか。どれくらい派遣していますか。今はどういう状況ですか。

○上村正栄参事官兼刑事企画課長 刑事部としても一交通部も一緒だと思えますが、何名派遣して、どのような体制でやっているのかということについては把握しておりません。

○具志孝助委員 少し議題からもそれますのでとどめますが、過剰警備ではないかということで、県警に対しても抗議を受けていますか。

○當山達也交通部長 報道のとおり、申し入れ、要請というものは受けております。

○具志孝助委員 きょうはこれがいわゆる直接的なテーマではありませんので簡単で結構ですが、このことに対してどのように受けとめておりますか。辺野古における過剰警備に対する抗議決議についてどのような見解ですか。

○當山達也交通部長 辺野古のゲート前での抗議活動というものに対しての御質疑だと思いますが、道路交通法に関して申し上げれば、現在ゲート前を占拠して車両の通行を妨害する形での集会、あるいは座り込みというものが行われております。さらには、工事用車両の出入りの際には車両の前に立ちふさがったり、車両の下に潜り込んだり、車道に座り込んだり、寝転んだり、そしてゲート前や車道上に車両を駐車して、工事車両の進行を妨害するというような行為が行われております。県警としましては、当然ながら法律に違反するような行為があれば、それは排除するという形でやっているところがございます。ですから、違法行為、危険な行為がなければ県警もその活動を行うということとはございません。

○具志孝助委員 きょうは米軍の事件・事故の抗議決議をどうするかという中で事件の内容を当局から聞いて検討しようという趣旨での委員会ですからこれで終わります。過剰警備になっはなりません。しかし、しっかりと公務は執

行できるようにやらなくてはいけないという使命を受けているということも事実ですので、自信を持って仕事に従事してもらいたいと思います。

米軍機からの落下事故の問題ですが、これまでたくさん事故が起きています。落下場所はどのようなところですか。海上の訓練海域だったのか、それ以外の場所でもありますか。

○町田優知事公室長 3件の事故について申し上げますと、AH1Wヘリコプターにつきましては、先ほど申し上げましたように制限水域内だという報告を受けております。残りの2件につきましては、米側の連絡としては海上で落下したのではないかと報告を受けております。

○具志孝助委員 大変重要なところでどこに落下したのか、いわゆる訓練海域内であるのか、それ以外のところであるとすれば恐ろしいことになるわけですよ。訓練海域内の事故であるとした場合には、また受けとめ方が違うと思います。少なくともこの辺のところを徹底して可能な限り明らかにしてもらいたいと焦点を絞って申し入れをすることが大事ではないのかと。ただ単純に原因究明や綱紀粛正などということを繰り返していたら全くだめだと思います。そして、我々は提供しているわけですから、本来訓練海域内であれば操業も制限されるわけですよ。そこであればまだともかくとして、訓練海域外であれば許されない。しかし、訓練海域内の事件・事故を徹底してやめなさいということでやったら、また別の新しい問題が出てくるということになりかねませんので、この辺のところは皆さんでしっかりと調査をするということが大事だと思っております。しっかりとめり張りをつけて、ワンパターンの抗議や要請ということにならないようお願いを申し上げて終わります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、相次いで発生した米軍機からの部品落下事故及び米軍兵士等による事件・事故への対応についての質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等退席)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る相次いで発生した米軍機からの部品落下事故及び米軍兵士等による事件・事故への対応について、議員提出議案として意見書及び抗議決議を提出することにつきましては、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、自民党から、意見書の提出等については持ち帰って検討したいとの申し出があり、各党派ともこれを了承した。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る相次いで発生した米軍機からの部品落下事故及び米軍兵士等による事件・事故への対応について、議員提出議案として意見書及び抗議決議を提出することについては、一旦持ち帰って検討したいとの意見がありますので、そのようにいたしたいと思えます。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣清涼